

焼津市告示第26号

令和5年度焼津市省エネ家電買い換え促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年1月30日

焼津市長 中野 弘道

令和5年度焼津市省エネ家電買い換え促進事業費補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 市長は、エネルギー消費性能に優れた家電製品（以下「省エネ家電」という。）への買い換えを促進し、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するとともに、温室効果ガス排出削減を図るため、省エネ家電に買い換える者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象となる省エネ家電)

第2条 補助の対象となる省エネ家電（以下「補助対象省エネ家電」という。）は、次に掲げる家電製品のうち、日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率が購入日時点において100%以上のものであって、令和6年2月17日から令和7年1月19日までに市内の店舗又は事業所から新品として購入したもの（リース契約により取得したものを除く。）とする。

- (1) 電気冷蔵庫
- (2) 電気冷凍庫
- (3) 照明器具（LED照明器具以外の照明器具からLED照明器具に買い換えたものに限る。）
- (4) テレビジョン受信機
- (5) エアコンディショナー

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する省エネ家電は補助の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体、本市その他の団体による他の補助金の対象となった省エネ家電
- (2) 買い換え前後で数量が増加した同一種類の省エネ家電のうち増加分に相当するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる家電製品から補助対象省エネ家電への買い換え

を行い、市内にある自らの住居で使用する者であること。

(3) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象経費、補助額及び補助の回数)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、次に掲げる補助対象省エネ家電の買い換えに係る経費の合計額から特典の利用等により値引きされた額その他市長が認める額を減じて得た額（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(1) 補助対象省エネ家電の本体購入費

(2) 補助対象省エネ家電の設置費（設計費、撤去費、処分費等を除く。）

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 補助対象経費が15万円以上の場合 3万円

(2) 補助対象経費が10万円以上15万円未満の場合 2万円

(3) 補助対象経費が5万円以上10万円未満の場合 1万円

3 この要綱による補助金の交付は、補助対象者の属する世帯につき、1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、焼津市省エネ家電買い換え促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に、次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 焼津市省エネ家電買い換え促進事業費補助金の申請に関する誓約書兼同意書（第2号様式）

(2) 補助対象省エネ家電の購入に係る領収書の写し（領収書の写しに購入日、購入店舗の名称、購入金額の内訳が記載されていない場合は、購入日等が分かる書類を併せて添付すること。）

(3) 製造事業者が発行する保証書の写し（販売店名及び所在地並びに申請者の住所及び氏名が記載されたもの）

(4) 家電リサイクル券の写し（令和6年2月17日以後に発行されたもの。照明器具の買い換えの場合にあつては交換前の写真）

(5) 買い換え後の補助対象省エネ家電の設置が確認できる写真

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請書類は、令和6年3月8日から令和7年1月31日までに提出しなければならない。

(交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、焼津市省エネ家電買い換え促進事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第7条 交付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けたときは、速や

かに焼津市省エネ家電買い換え促進事業費補助金交付請求書（第4号様式）
を市長に提出しなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月17日から施行し、令和5年度及び令和6年度の補助金に適用する。